

警報発令時及び地震発生時の対応について

【橋本市】に

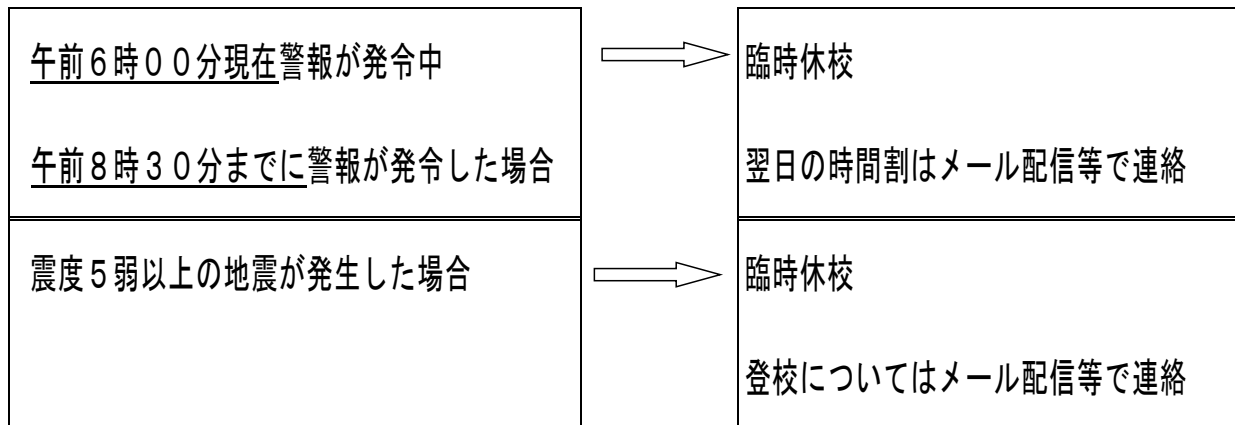
【大雨】・【洪水】・【暴風】・【暴風雪】・【大雪】のいずれかの**警報**が発令された時

※「洪水警報」は令和8年5月下旬以降「氾濫警報」「土砂災害警報」へ変更

【震度5弱以上の**地震**】が発生した時

児童の登下校等については、下記のとおり対応しますので、ご協力願います。

□ 始業前の場合



□ 在校中の場合

○午前8時30分以降警報が発令した場合

今後の天気の見通しを確認し、**原則引き渡し下校**。

その際、メール配信等で連絡しますので、**学校へのお迎えをお願いします**。

□ その他

- ①警報の発令・解除について、テレビ・ラジオ・気象台 Web ページ等で【橋本市】の気象情報を確認してください。
- ②警報の発令・解除の有無にかかわらず、通学路及びその周辺が危険な状況にあると判断される場合は自宅待機し、その旨を学校に連絡してください。
- ③学校が通学路等の危険な状況を把握した場合は、関係する家庭に連絡します。
- ④メール配信等でお知らせできない場合もありますので、ご理解願います。
- ⑤この内容は、橋本市内で統一されています。